

曾於市ホームページ広告掲載に関する取扱要綱

平成26年 8 月 1 日

告示第81号

(趣旨)

第1条 この告示は、企業又は団体（以下「企業等」という。）の宣伝及び曾於市（以下「市」という。）の収入確保のため、市のホームページに企業等の広告を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市ホームページ 曾於市が管理するホームページのことをいう。
- (2) 広告 市ホームページ内に表示されるバナー広告をいう。
- (3) 広告主 第10条の規定により広告掲載の許可決定を受けた企業等をいう。

(掲載できる広告)

第3条 市ホームページに掲載することができる広告は、市ホームページの広告媒体としての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に反し、又は反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (4) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条の適用を受ける業種に該当するもの
- (5) 政治活動、宗教活動、個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- (6) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が市ホームページに掲載する広告として適当でないと認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載に関する基準は、市長が別に定める。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) サイズ 縦65ピクセル×横180ピクセル
- (2) 形式 J P E G形式
- (3) データ容量 10K B以下

(広告の作成)

第5条 広告は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告の枠数)

第6条 市ホームページのトップページにおける広告の枠数は、10枠以内とする。

ただし、第9条の申請が10枠を超えた場合は、次に掲げる順序により掲載順位を決定するものとする。

(1) 事務所、事業所、営業所等（以下「事務所等」という。）を市内に有する企業等の広告

(2) 事務所等を市内に有しない企業等の広告

2 前項各号の条件が同じである場合は、第9条の申請受理の先着順により決定するものとする。

(広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、1月単位とし、連続する12月を限度とする。

(広告の募集)

第8条 広告の募集は、市ホームページ及び市報そお等で行う。

2 募集は、広告枠を新たに設置したとき、又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

(広告掲載の申請)

第9条 広告掲載を申請する者（以下「申請者」という。）は、曾於市ホームページ広告掲載申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市に提出しなければならない。

(1) 掲載しようとする広告案

(2) 掲載希望者の業種及び業務内容がわかる資料

(3) 市税等について滞納がない旨の証明書

(広告掲載の決定等)

第10条 市長は前条の申請書を受理したときは、掲載の可否について審査及び決定し、その内容を曾於市ホームページ広告掲載可否決定通知書（様式第2号）により申請者に通知しなければならない。

(広告掲載料)

第11条 広告の1枠当たりの掲載料の月額は、次に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 事務所等を市内に有する企業等 10,000円（消費税込み）

(2) 事務所等を市内に有しない企業等 15,000円（消費税込み）

2 広告主は、前条による広告掲載決定後、前項に定める掲載料を市長の指定する期日までに、一括納付しなければならない。

(広告内容の変更)

第12条 広告主は、第10条の規定による広告掲載決定後、広告の内容、デザイン及

びリンク先のホームページ内容等が第3条各号のいずれかに該当するに至ったときは、広告主に対し広告の内容の変更を求めるものとする。

（広告掲載の取消し）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催促その他の手続きをすることなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が、指定する期日までに広告掲載料を納付しないとき。
- (2) 広告主が、指定する期日までに広告原稿を提出しないとき。
- (3) 広告主が、前条の規定による変更を行わないとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が市ホームページへの広告掲載が適切でないと判断したとき。

2 前項各号の規定により広告の掲載を取り消した場合は、既に納付した広告掲載料は返還しないものとする。

（広告掲載の取下げ）

第14条 広告主は、自己の都合により、市ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、曾於市ホームページ広告掲載取下げ申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、既に納付した広告掲載料は返還しないものとする。

（広告掲載料の還付）

第15条 納付した広告掲載料は、還付しないものとする。ただし、広告主の責に帰さない理由により広告掲載を取り消したとき、又は広告掲載ができなくなったときは、この限りでない。

（広告主の責任等）

第16条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から広告に関連して損害を被ったという申出がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

4 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに市企画課に連絡しなければならない。

（その他）

第17条 この告示に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、市長が別

に定める。

附 則

この告示は、平成26年 8 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 9 条関係）

曾於市ホームページ広告掲載申請書

年 月 日

曾於市長 様

申請者

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名 印

曾於市ホームページにバナー広告を掲載したいので、下記のとおり申し込みます。

記

1 掲載希望期間 年 月 日から 年 月 日まで（ 箇月）

2 リンク先アドレス又はお問い合わせ先

3 担当者

(1) 職氏名

(2) 電話

(3) F A X

(4) E-mail

4 添付資料

- ・ バナー広告案
- ・ 掲載希望者の業種及び業務内容がわかる資料
- ・ 市税等について滞納がない旨の証明書

※ リンク先ホームページがない場合は、お問い合わせ用の連絡先を記載して下さい。

※ バナー広告案は、バナー広告の原稿又は作成予定の画像の案を添付してください。

※ 掲載希望者の業種及び業務内容がわかる資料について、掲載希望者のホームページに公開している場合は、該当するページのURLを記載してください。

様式第 2 号（第10条関係）

曾於市ホームページ広告掲載可否決定通知書

第 号
年 月 日

様

曾於市長 印

年 月 日付で申請のありました市ホームページへのバナー広告掲載について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 決定区分 可 ・ 不可

（不可の理由： ）

2 掲載期間 年 月 日から 年 月 日まで（ 箇月）

3 掲 載 料 円（ 円× 箇月）

様式第 3 号（第14条関係）

曾於市ホームページ広告掲載取下げ申請書

年 月 日

曾於市長 様

申請者

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

年 月 日付けで曾於市ホームページへの掲載決定のあった広告について、下記のとおり掲載を取り下げたいので、曾於市ホームページ広告掲載に関する取扱要綱第14条 2 項の規定に基づき申請します。

記

1 広告掲載を取り下げる日 年 月 日

2 広告掲載を取り下げる理由